

審議の関連内容の確認資料(法令名や用語、現行計画、統合理由 等)

1 法令名の整理

No	名称	略称	目的
1	男女共同参画社会基本法		男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する。
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法	働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現する。
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	DV 防止法	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。
4	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難女性支援法	女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る。

2 用語の確認

No	用語	概要
1	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条より)
2	DV	配偶者等からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス) 本市のDV防止計画では、配偶者暴力防止法が対象とする、配偶者や元配偶者、事実婚の状態にある者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のほか、恋人など親密な関係にある人からの暴力を含める。
3	ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味します。こういった社会的属性や機会、関係性は社会的に構築され、社会化される過程において学習されるものです。これらは時代や背景に特有であり、変化しうるものです。(国連女性機関(UN Women)より)
4	ジェンダー平等	性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。(内閣府「みんなで目指す! SDGs × ジェンダー平等」より)

3 市の計画名の整理

No	名称	略称	備考
1	第2次あさひかわ男女共同参画基本計画	男女共同参画基本計画	現行の計画
2	第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画	DV防止基本計画	現在ある、別に策定していた計画
3	(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン	プラン	新たに作成する計画
追加 4	(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン(案)基本方針	基本方針	R6年の審議を経て策定したプランの基本方針
追加 5	(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン(案)骨子	骨子	審議内容を踏まえて作成したプラン(案)の骨子。市民への意見提出手続(パブコメ)で使用。委員にもパブコメに先立ち6月に送付済み。

※国の法令に基づき、市町村の基本計画等を策定することを求められています。

(一連の審議で関係するのは4法令:①男女共同参画社会基本法 第14条、②女性活躍推進法 第6条第2項、
③DV防止法 第2条の3第3項、④困難女性支援法 第8条第3項)

4 計画の統合のイメージ、統合理由など

男女共同参画基本計画（現行計画）

- ・男女共同参画社会基本法に基づく市町村の基本計画に位置づけ
 - ・一部は女性活躍推進法に基づく市町村の推進計画に位置づけ
- 計画期間:令和3年度～令和12年度。(令和7年度は計画の中間年)

DV防止基本計画（別に策定していた計画）

- ・DV防止法に基づく市町村の基本計画に位置づけ
 - ・困難女性支援法に基づく市町村基本計画に位置づけ
- 計画期間:令和6年度～令和10年度
計画の目標

<2つの計画を統合する理由>

- 2つの計画は目指す社会的な目標が密接に関係しています。計画を統合することで、事業について包括的に進捗管理をして効果的に推進するためです。
- 国も、国の男女共同参画基本計画の目標の1つである「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に沿ってDV防止に係る施策を進めているためです。

(仮称) 旭川市ジェンダー平等プラン

昨年策定した「基本方針」を基にして内容の詳細を作成します。
その内容を今年度審議会で審議していただきます。